

<対策のポイント>

農業従事者の減少が加速する中、安定的な労働力を確保するため、雇用就農の拡大に向けた労働環境の整備、他産地・他産業との連携等による労働力確保、農業法人等による就農希望者の新規雇用等を総合的に推進します。

<政策目標>

農業分野における生産年齢人口のうち49歳以下のシェアを全産業並みに引上げ

<事業の内容>

1. 就農希望者の新規雇用等への支援

資金

農業法人等が行う以下の取組に対して、資金を交付します。

- ① 49歳以下の就農希望者を新たに雇用し、研修を実施
（年間最大60万円※、最長4年間）

※ 1経営体当たりの新規採択人数は5人まで、かつ3人目以降は年間最大20万円

- ② 新法人の設立を目指す49歳以下の就農希望者を一定期間雇用し、研修を実施
（年間最大120万円、最長4年間（3年目以降は年間最大60万円））

- ③ 55歳未満の職員を次世代経営者として育成するために異業種の法人・先進的な農業法人等へ派遣して研修を実施（月最大10万円、最短3ヶ月～最長2年間）

2. トライアル雇用就農への支援

トライアル就農

正規雇用に向けて行われるトライアル雇用就農のマッチング及びフォローアップ等を支援します。

3. 雇用体制強化への支援

- ① 就労条件改善タイプ

就労条件

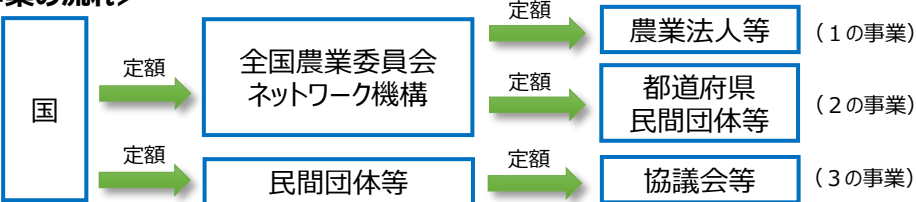
地域協議会等が「働きやすい環境づくり計画」に基づき実施する、就業規則の策定や作業工程の見直し等の就労条件改善のための取組を支援します。（補助率：定額）

- ② 産地間連携等推進タイプ

産地連携

繁忙期の異なる他産地・他産業との連携により産地の労働力確保を推進する取組を支援します。（補助率：定額）

<事業の流れ>



<事業イメージ>



＜対策のポイント＞

地域雇用を押し上げる農業経営体の育成に向け、**農業法人等が49歳以下の就農希望者を新たに雇用する場合に資金を交付**します。また、**農業法人等が職員等を次世代経営者として育成するために実施する派遣研修を支援**します。

＜事業目標＞

農業分野における生産年齢人口のうち49歳以下のシェアを全産業並みに引上げ

＜事業の内容＞

1. 雇用就農者育成・独立支援タイプ

農業法人等が就農希望者を新たに雇用し、農業就業又は独立就農に必要な研修を実施する場合に資金を交付します※1、2。（年間最大60万円※3、最長4年間）

2. 新法人設立支援タイプ

農業法人等が、新たな農業法人を設立して独立就農することを目指す就農希望者を一定期間雇用し、独立就農に必要な研修を実施する場合に資金を交付します※1。（年間最大120万円、最長4年間（3年目以降は年間最大60万円））

3. 次世代経営者育成支援タイプ

農業法人等が職員等を次世代経営者として育成するために異業種の法人・先進的な農業法人へ派遣して実施する研修にかかる経費を助成します。（月最大10万円、最短3ヶ月～最長2年間）

＜事業の流れ＞



- ※1 新規雇用就農者の増加分が対象（離農理由が農業法人等の責によらない場合は、この限りではない。）
- ※2 多様な人材（障がい者、生活困窮者、刑務所出所者等）の場合は、年間最大15万円を加算
- ※3 1経営体当たりの新規採択人数は年間5人まで、かつ、3人目以降は年間最大20万円
- ※4 休憩・休日・有給休暇の確保等に加え、
①年間総労働時間の就業規則等への規定、②産休・育休等の就業規則等への規定、
③人材育成及び評価の仕組みの整備、④男女別トイレ等働き方改革に資する施設の整備、
⑤くろみん・えるぼしの認定
のいずれか2つ以上を実施

＜事業イメージ＞

○ 雇用就農者育成・独立支援タイプ／新法人設立支援タイプ



＜農業法人等の主な要件＞

- 1 新規雇用就農者との間で正社員として期間の定めのない雇用契約を締結すること（独立前提の場合は期間の定めのある雇用契約で可）
- 2 労働環境の改善※4に既に取り組んでいる、又は新たに取り組むこと
- 3 過去5年間に本事業等の対象となった新規雇用就農者が2名以上の場合、農業への定着率が2分の1以上であること

＜新規雇用就農者の主な要件＞

- 1 支援終了後も就農を継続又は独立する強い意欲を有する**49歳以下**の者であること
- 2 支援開始時点で、正社員として採用されてから4ヶ月以上12ヶ月未満であること
- 3 過去の農業就業期間が5年以内であること

○ 次世代経営者育成支援タイプ

＜派遣元農業法人等の主な要件＞

- ・ 派遣研修生を研修終了後1年以内に役員等へ登用すること

＜派遣研修生の主な要件＞

- ・ 原則**55歳未満**の者であること



＜対策のポイント＞

- 正規雇用への移行を前提としたトライアル雇用就農（3か月程度の有期雇用）を推進し、
 - ① 就農に関心がある求職者が、農業界にチャレンジしやすくする
 - ② 農業経営体が、正規雇用の拡大に向けて必要な環境を整えることを促す
- トライアル雇用就農の実施期間中に、当該経営体で正規雇用への移行を希望しないケースが発生した場合は別の経営体・産地での就農を促し、農業界への定着を図る。

＜事業目標＞

農業分野における生産年齢人口のうち49歳以下のシェアを全産業並みに引上げ

＜事業の内容＞

都道府県等における以下の取組を支援します（上限1,000万円/県）

1. 求人状況の調査、就農希望者の募集

- ・農業法人等の求人状況の調査
- ・就農希望者の募集のための周知活動（チラシ、イベント等）

2. 農業法人等と就農希望者のマッチング

- ・トライアル雇用契約の締結

3. トライアル雇用就農期間中のフォローアップ

- ・就労状況の確認や正規雇用への移行に向けた助言
- ・他の経営体、産地での就農継続の斡旋

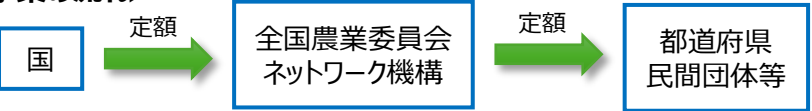
4. トライアル雇用の実施に係る経費支援

- ・農業法人等に対して、雇用の実施に係る初期経費相当を支援（就農希望者1人当たり2万円/月以内、最大3か月）

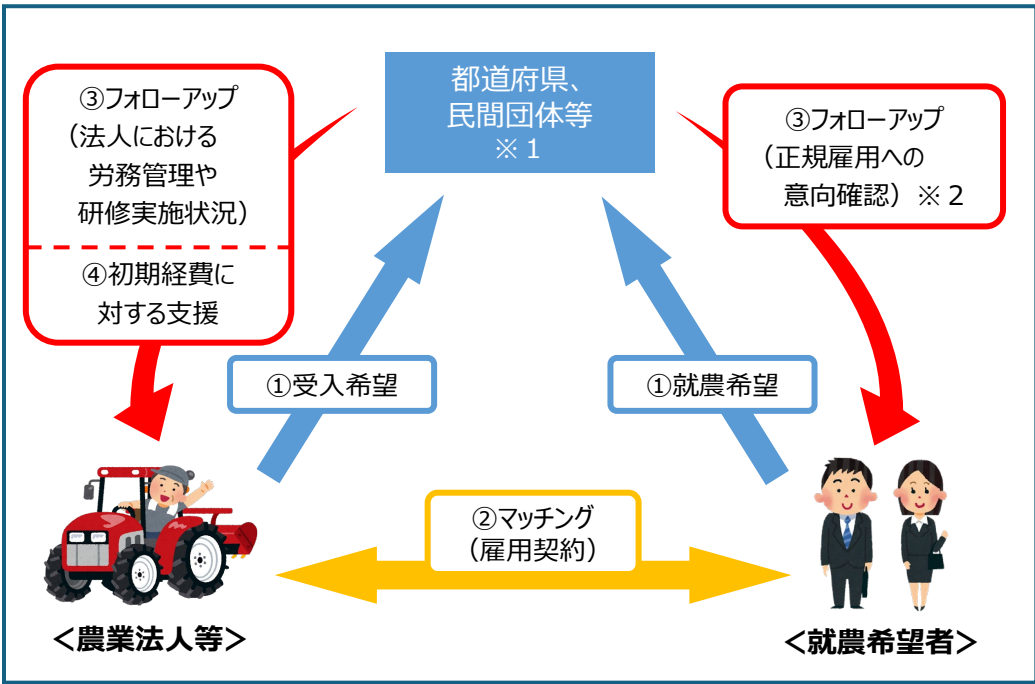
5. その他

- ・雇用環境の実態調査
- ・雇用環境の改善のための研修会の開催、等

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



※1 事業内容として、職業紹介事業に該当する取組が含まれるため、職業紹介事業の許可を受けた機関と協力し、職業安定法等の関係法令を遵守の上、事業を実施すること。
※2 必要に応じて、他の経営体へ紹介することも可能。

<対策のポイント>

農業従事者の減少が加速する中、安定的な労働力を確保するため、就労条件改善や他産地・他産業との連携等による労働力確保の取組を支援します。

<事業目標>

農業分野における生産年齢人口のうち49歳以下のシェアを全産業並みに引上げ

<事業の内容>

1. 就労条件改善タイプ

地域協議会等※が「働きやすい環境づくり計画」に基づき実施する、働きやすい労働環境づくりのための経営者向け研修の実施及び就労条件改善のための取組（就業規則の策定、作業工程の見直し等）等を支援します。

【補助率：定額（上限2,000万円）】

※ 関係機関（都道府県・市町村・JA等）＋農業経営体3者以上（人材を雇用する経営体が少ない地域で、地域計画に位置付けられる等の地域の核となる農業経営体の場合、1者以上）

2. 産地間連携等推進タイプ

繁忙期の異なる他産地・他産業との連携による、人材の募集活動や確保した人材の融通等の労働力確保を推進するための取組を支援します。

【補助率：定額（上限1,000万円/年）】

また、全国の産地に、人材確保の状況・産地間連携の意向を調査し、連携の意向がある産地同士のマッチングを推進します。

<事業の流れ>

国

定額

民間団体等

定額

協議会等

<事業イメージ>

1 働きやすい環境づくり計画に基づく就労条件改善等のための取組

計画の策定・推進

研修等の実施

就労条件改善の取組

労働力確保

【地域協議会等における取組例】

○就業規則の策定・見直し

社会保険労務士等へのコンサルティング相談等

○労働時間の削減

経営計画の見直し

経営分析・営農支援システムの導入等

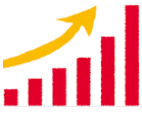
○労働負荷削減のための見直し

作業工程の見直し、作業マニュアルの策定等

○マネジメント体制の強化

人事制度や人材管理システムの導入等

 従業員の作業効率UP

 将来へのキャリアアップ展望

 社会保険労務士へのコンサルティング相談

2 他産地・他産業との連携による労働力確保

繁忙期の異なる複数産地で労働者をリレー雇用

A産地

B産地

C産地

支援対象（例）

・産地の労働力不足状況（他産地から受入れが必要な労働者数）に関する調査の実施

・連携産地による共同での人材の募集

・労務管理セミナーの開催

・労働力を相互に融通するための旅費・宿泊費

【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課（03-6744-2160）